平成２４年（フ）第３０１号
東京都清瀬市野塩５丁目287番地サクラコーポ102号
債務者　工藤まゆみ
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２号
釧路市美原５丁目30番６号
債務者　那須野恵司
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月14日午前10時15分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７１号
栃木県宇都宮市御幸本町4627番地79　アスモみゆきⅠ番館102、前住所栃木県宇都宮市越戸３丁目11番14号　パナハイツヒカリＡ棟203号室
債務者　前原　正生
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９２号
栃木県那須郡那珂川町小口1340　南平台マンション402、住民票上の住所栃木県さくら市氏家3090番地３　桜井アパート７号室
債務者　雫　　正敏
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２２号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目29番12号
債務者　藤丸智寿子（旧姓日野澤）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３４号
栃木県宇都宮市鶴田町1960番地26　新井コーポＢ号室、前住所栃木県宇都宮市駒生町1470番地２
債務者　林　　嘉一
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６７号
栃木県宇都宮市鶴田１丁目22番20号　ユーミーつるた２―101号、前住所埼玉県戸田市笹目７丁目７番地の24　レオパレスエミール戸田Ｂ―101号室
債務者　冨岡　勇樹
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７７号
栃木県宇都宮市清原台１丁目17番46号
債務者　三塚　勇人
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９０号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目17番５号
債務者　森　　早苗
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９３号
栃木県宇都宮市上戸祭２丁目１番38号
債務者　遠藤　孝一
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第７８１号
札幌市北区新琴似６条11丁目２番７号
破産者　三共木床工業株式会社
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５１４号
名古屋市西区那古野１丁目３番14号
破産者　株式会社帝国発明社
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８５号
愛知県津島市大字日光字日光2665番地
破産者　吉原紡織株式会社
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６３０号
大阪市西区新町１丁目13番16号
破産者　株式会社瀬戸松商店
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５９号
大阪府大東市北條５丁目９番55号
破産者　山本保温工業株式会社
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６２１号
大阪府大東市三箇２丁目１番11号
破産者　株式会社吉野精版印刷所
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部